

# 総務文教常任委員会資料

令和元年11月11日

教育委員会事務局  
こども未来部 こども教育課

# 目 次

- 1 ひょうご保育料軽減事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2

# ひょうご保育料軽減事業について

(ひょうご保育料軽減事業実施要綱の改正に伴う市の対応について)

平成28年度から、県と市による子育て世代に対する支援策として「ひょうご保育料軽減事業（加東市第2子以降の子どもに係る保育料軽減事業）」を行ってきたが、令和元年10月1日から国の幼児教育・保育の無償化政策によって3歳児以上の保育料が全て無料になったことに伴い、無償化の対象とならない0～2歳児の①第2子以降の保育料に対する補助金額を増額するとともに、②第1子の保育料に対する補助金を創設する。

## 1. 第2子以降保育料軽減事業の拡充

事業の内容		加東市第2子以降の子どもに係る保育料軽減事業	
実施期間		令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から
対象児童		年長の者から数えて第2子以降の子ども（ただし、国の特例措置（※1）を受けない者）	同左
所得制限		市町村民税所得割額 155,500 円未満（ひとり親世帯等 169,000 円未満）	同左
第3子以降	補助金の上限額	月額 5,000 円を超える保育料に対し 3歳以上児：5,500 円 3歳未満児：7,000 円	月額 5,000 円を超える保育料に対し 3歳以上児：無料 3歳未満児： 保育料月額の 1/2 又は 15,000 円のいずれか低い額
	県・市負担割合	県 10/10	同左
第2子	補助金の上限額	月額 5,000 円を超える保育料に対し 3歳以上児：4,500 円 3歳未満児：6,000 円	月額 5,000 円を超える保育料に対し 3歳以上児：無料 3歳未満児： 保育料月額の 1/2 又は 15,000 円のいずれか低い額
	県・市負担割合	県 1/2 市 1/2	同左

(※1) 国の保育料算定時の特例措置とは、保育所や幼稚園等に同時入所する兄弟の保育料の算定において、同時入所する兄弟（ただし、幼稚園等の教育利用の場合は、小学校3年生以下の兄弟）の中で第1子は全額、第2子は半額、第3子以降は無料となる。

## 2. 第1子保育料軽減事業の創設

事業の内容		加東市保育料軽減事業	
実施期間	/	令和元年10月1日から	
所得制限		市町村民税所得割額 57,700 円未満（ただし、ひとり親世帯等の減免世帯を除く。）	
補助金の上限額		月額 5,000 円を超える保育料に対し 3歳以上児：無料 3歳未満児： 保育料月額の 1/2 又は 10,000 円のいずれか低い額	
県・市負担割合		県 1/2 市 1/2	

### 3. 加東市(第2子以降の子どもに係る)保育料軽減事業の対象者(補助金額の比較)

平成31年4月から令和元年9月まで

階層	3歳未満児												3歳以上児											
	右記以外						ひとり親世帯等の減免世帯						右記以外				ひとり親世帯等の減免世帯							
	補助金を受けた場合						補助金を受けた場合						補助金を受けた場合				補助金を受けた場合							
	基準額	第1子		第2子		第3子以降		基準額	第1子		第2子		第3子以降		基準額	第2子		第3子以降		基準額	第2子		第3子以降	
	補助金	実質負担額	補助金	実質負担額	補助金	実質負担額		補助金	実質負担額	補助金	実質負担額	補助金	実質負担額		補助金	実質負担額	補助金	実質負担額		補助金	実質負担額	補助金	実質負担額	
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	8,000	対象外	8,000	対象外	4,000	対象外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	16,000	対象外	16,000	対象外	8,000	対象外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	24,000	対象外	24,000	12,000	0	7,500	7,500	0	0	0	0	0	21,000	10,500	0	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0
5	24,000	対象外	24,000	6,000	18,000	7,000	17,000	24,000	24,000	6,000	18,000	7,000	17,000	21,000	4,500	16,500	5,500	15,500	21,000	4,500	16,500	5,500	15,500	21,000
6	33,000	対象外	33,000	6,000	27,000	7,000	26,000	33,000	33,000	6,000	27,000	7,000	26,000	25,000	4,500	20,500	5,500	19,500	25,000	4,500	20,500	5,500	19,500	25,000
7	38,000	対象外	38,000	6,000	32,000	7,000	31,000	38,000	38,000	6,000	32,000	7,000	31,000	27,000	4,500	22,500	5,500	21,500	27,000	4,500	22,500	5,500	21,500	27,000

第4階層までに該当する第2子以降の子どもは、国の特例措置によって必ず半額又は無料となるため、この補助金の対象外。



2

令和元年10月から

階層	3歳未満児												3歳以上児											
	右記以外						ひとり親世帯等の減免世帯																	
	補助金を受けた場合						補助金を受けた場合																	
	基準額	第1子		第2子		第3子以降		基準額	第1子		第2子		第3子以降											
	補助金	実質負担額	補助金	実質負担額	補助金	実質負担額		補助金	実質負担額	補助金	実質負担額	補助金	実質負担額		補助金	実質負担額	補助金	実質負担額		補助金	実質負担額	補助金	実質負担額	
1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	16,000	8,000	8,000																					
4	24,000	10,000	14,000																					
5	24,000			12,000	12,000	12,000	12,000	24,000					12,000	12,000	12,000	12,000								
6	33,000			15,000	18,000	15,000	18,000	33,000					15,000	18,000	15,000	18,000								
7	38,000			15,000	23,000	15,000	23,000	38,000					15,000	23,000	15,000	23,000								

国の幼児教育・保育の無償化  
全世帯 無料

第4階層までに該当する第2子以降の子どもは、国の特例措置によって必ず半額又は無料となるため、この補助金の対象外。  
また、ひとり親世帯等の減免世帯は、保育料を減免しているため対象外。  
※県要綱どおり。

第1子の子どもへの補助金の創設

第2子以降の子どもへの補助金の増額